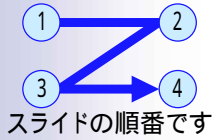




全国労働衛生週間説明会



スライドの順番です

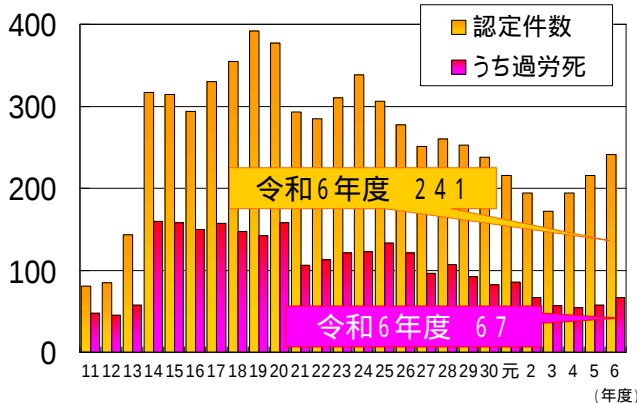
令和7年9月
さいたま労働基準監督署
安全衛生課

1

労働衛生関係統計

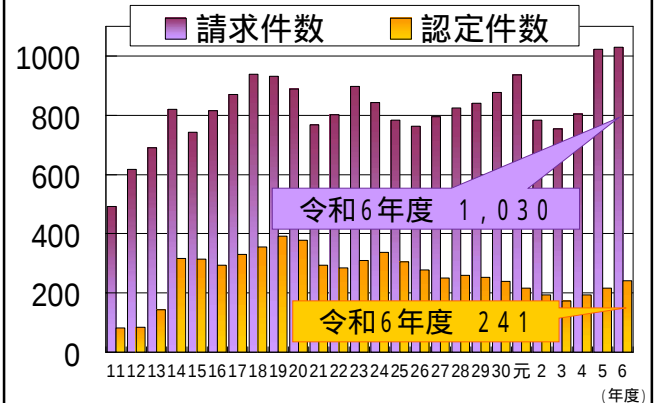
2

脳・心臓疾患の労災認定件数(全国)



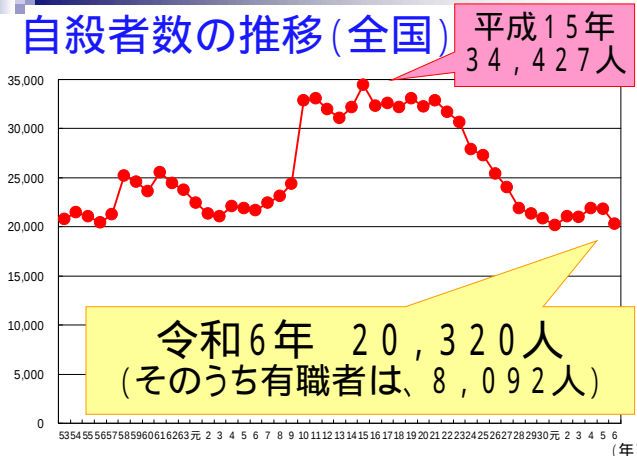
3

脳・心臓疾患の請求件数と認定件数(全国)



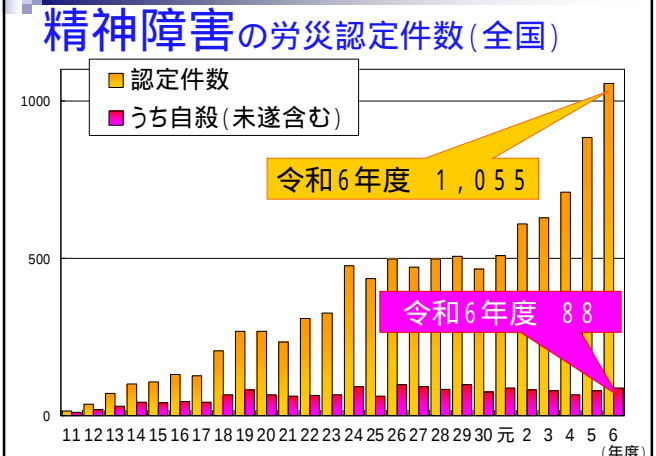
4

自殺者数の推移(全国)

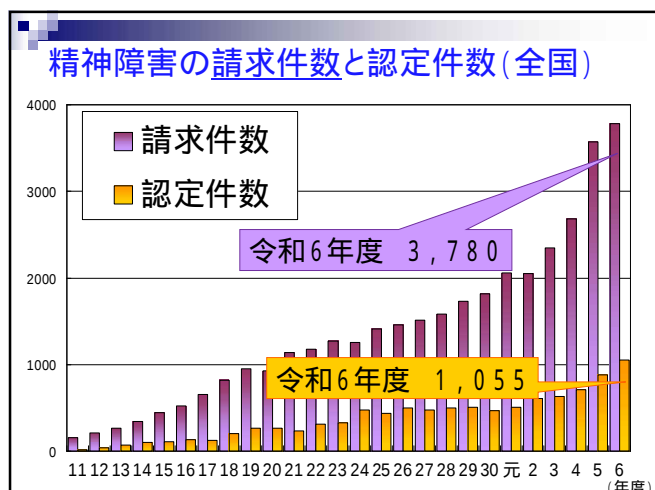


5

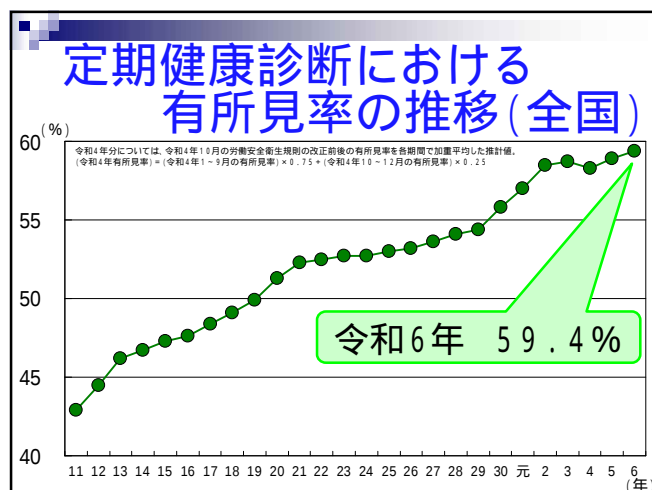
精神障害の労災認定件数(全国)



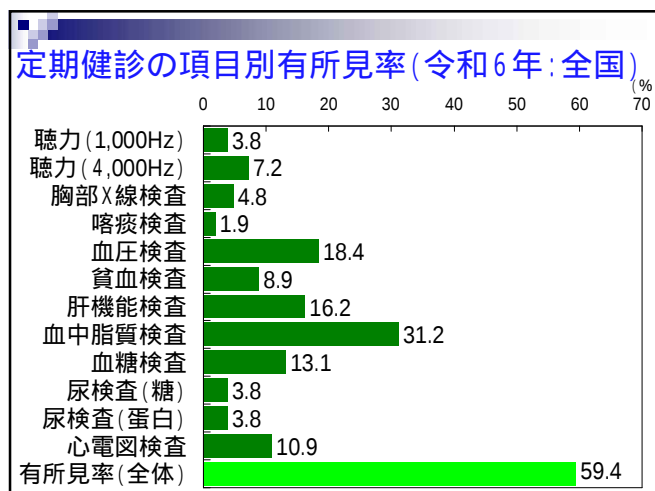
6



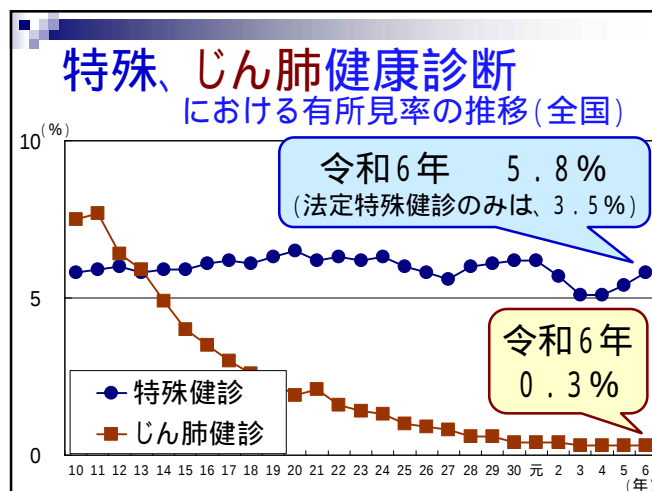
7



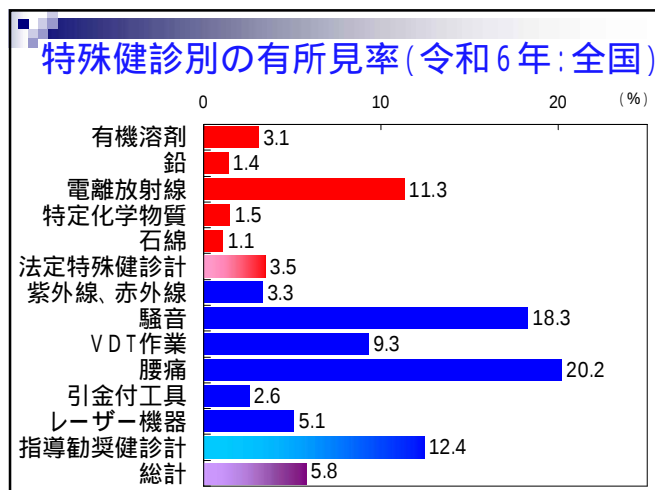
8



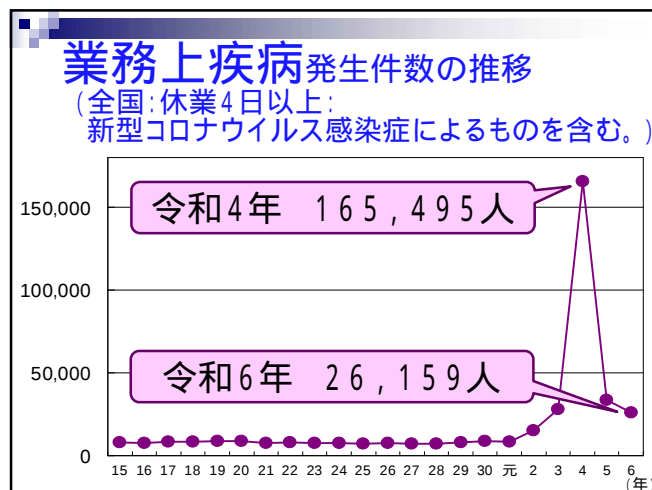
9



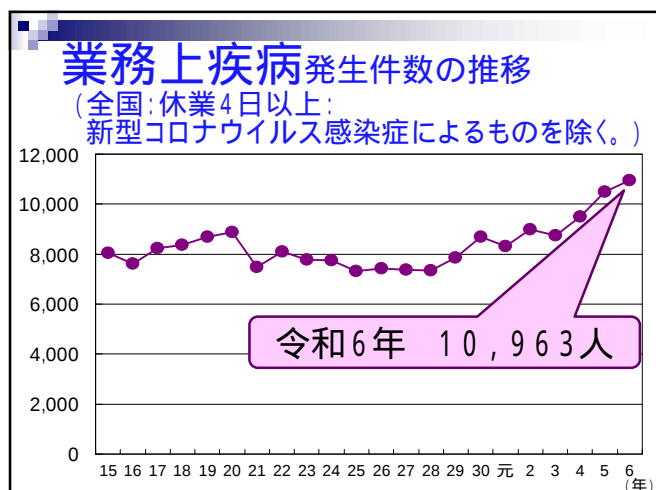
10



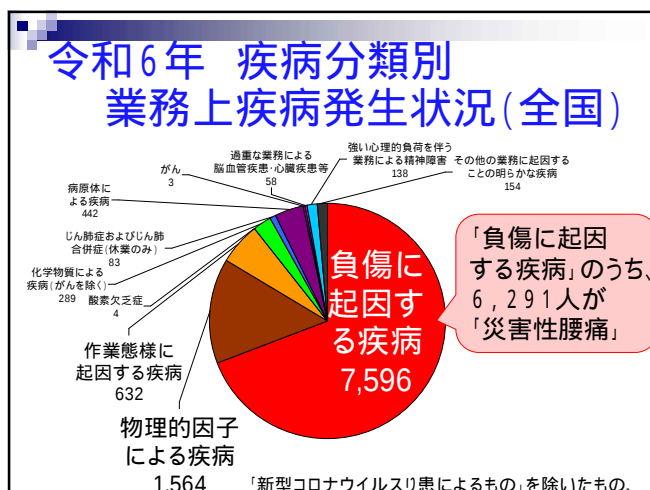
11



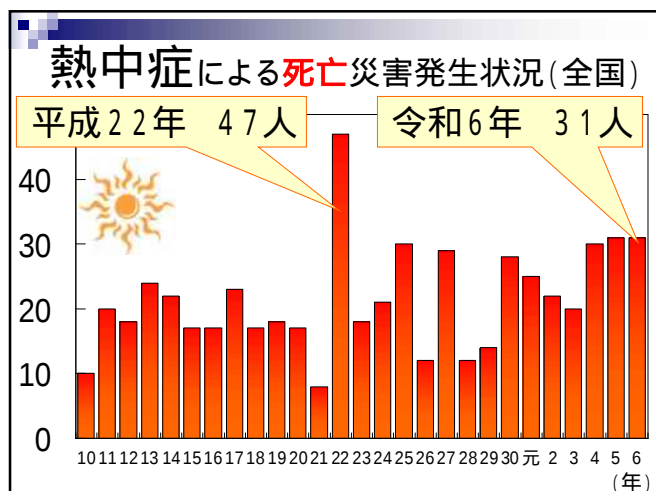
12



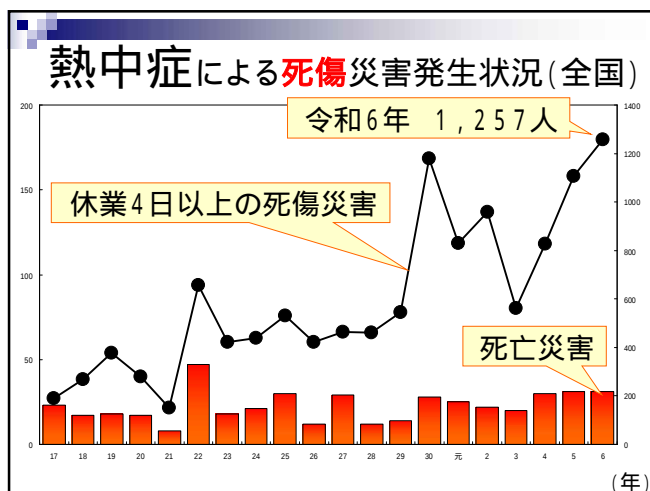
13



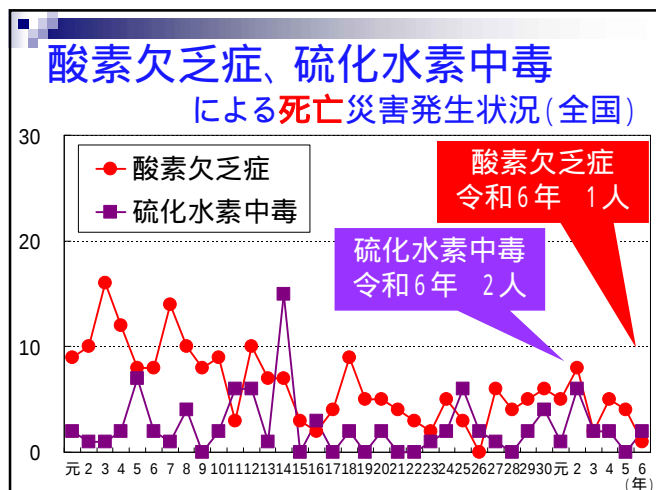
14



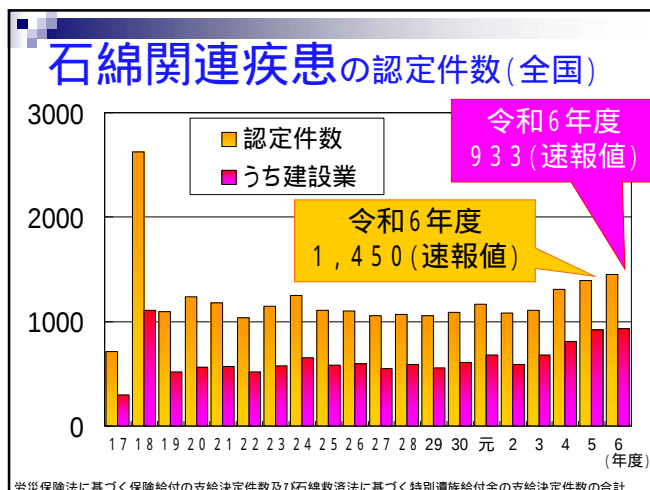
15



16



17



18

令和7年度 全国労働衛生週間 実施要綱

ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて
ストレスチェックで健康職場

19

全国労働衛生週間中に 実施する事項

昨年度と同じ内容の5項目です。

20

全国労働衛生週間中に実施する事項

ア 事業者又は総括安全衛生
管理者による職場巡視



イ 労働衛生旗の掲揚及び
スローガン等の掲示



21

全国労働衛生週間中に実施する事項

ウ 労働衛生に関する優良職場、
功績者等の表彰



エ 有害物の漏えい事故、酸素
欠乏症等による事故等緊急時
の災害を想定した実地訓練等
の実施



22

全国労働衛生週間中に実施する事項

オ 労働衛生に関する講習会・
見学会等の開催、作文・写真・
標語等の掲示、その他労働
衛生の意識高揚のための行事
等の実施



23

準備期間中に 実施する事項

24

準備期間中に実施する事項 (大項目)

昨年度と比較した順位の変動等を表現しています

- ➡ ア 重点事項
- ➡ イ 労働衛生3管理の推進等
- ➡ ウ 作業の特性に応じた事項
- ⬇ エ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

昨年度の工だった「東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進」は、アの中項目になりました。

25

ア 重点事項(中項目)(1/3)

- ➡ (ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
- ➡ (イ) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項
- ⬆ (ウ) 小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項

26

(ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項

- ➡ a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び
勤務間インターバル制度
の導入など労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
- ➡ b 事業者による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
- ➡ c 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
- ➡ d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
昨年度は「産業保健総合支援センターの地域窓口」
- ➡ e 小規模事業場における**地域産業保健センター**の活用

27

労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(労働時間等設定改善法)等の改正

2019年4月から
勤務間インターバル制度
の導入が努力義務化

28

労働時間等見直しガイドライン (労働時間等設定改善指針)

2 事業主等が講ずべき労働時間等の設定の改善のための措置

事業主等は、労働時間等の設定の改善を図るに当たり、1の基本的考え方を踏まえつつ、労働者と十分に話し合うとともに、経営者の主導の下、次に掲げる措置その他の労働者の健康と生活に配慮した措置を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 事業主が講ずべき一般的な措置
- ト 終業及び始業の時刻に関する措置
- (ロ) 勤務間インターバル

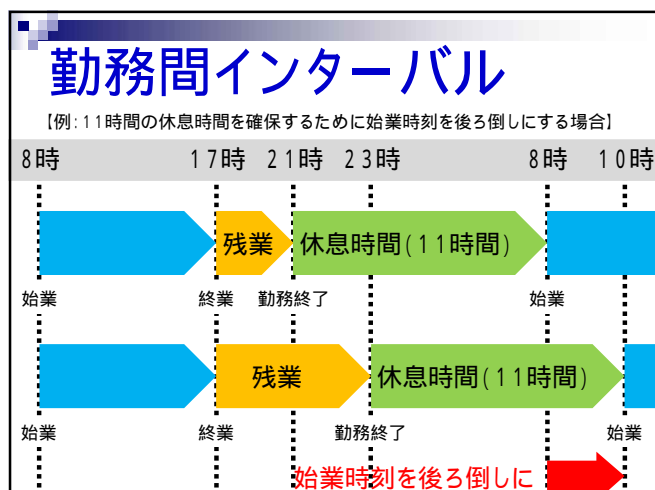
29

労働者の健康と生活に配慮した措置を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 事業主が講ずべき一般的な措置
- ト 終業及び始業の時刻に関する措置
- (ロ) 勤務間インターバル

勤務間インターバル(前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息を確保することをいう。以下同じ。)は、労働者の生活時間や睡眠時間を確保し、労働者の健康の保持や仕事と生活の調和を図るために有効であることから、その**導入に努めること**。なお、当該一定時間を設定するに際しては、労働者の通勤時間、交替制勤務等の勤務形態や勤務実態等を十分に考慮し、仕事と生活の両立が可能な実効性ある休息が確保されるよう配慮すること。

30



31

(イ)「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項(1/2)

昨年度は「ケアを積極的に推進する旨」

- a 事業者によるメンタルヘルスケア対策の表明
- b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- c 4つのメンタルヘルスケア(セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア)の推進に関する教育研修・情報提供
- d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
- e ストレスチェック制度の適切な実施(実施結果の労働基準監督署への報告を含む)、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組

追加されました

32

(イ)「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項(2/2)

- f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
- g 「自殺予防週間」(9月10日～9月16日)等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
- h 産業保健総合支援センターにおけるストレスチェックの実施等のメンタルヘルス対策に関する支援の活用
- 新 i 地域産業保健センター(高ストレス者の医師の面接指導等の産業保健サービス)の活用

追加されました

33

令和6年 労働安全衛生調査(実態調査)

過去1年間(令和5年11月1日から令和6年10月31日までの期間)にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者又は退職した労働者がいた事業所の割合は12.8%となっている。

このうち、連続1か月以上休業した労働者がいた事業所の割合は10.2%、退職した労働者がいた事業所の割合は6.2%となっている。

34

令和6年 労働安全衛生調査(実態調査)

現在の仕事や職業生活に関することで、強い不安、悩み、ストレス(以下「強いストレス」という。)とされていると感じる事柄がある労働者の割合は68.3%となっている。

強いストレスとされていると感じる事柄がある労働者について、その内容(主なもの3つ以内)をみると、「仕事の量」が43.2%と最も多く、次いで「仕事の失敗、責任の発生等」が36.2%、「仕事の質」が26.4%となっている。

35

(ウ)小規模事業場における産業保健活動の充実に係る事項

- a 産業医、産業保健師等の活用による産業保健活動の充実
- b 一般健康診断結果に基づく事後措置の徹底
- c ストレスチェックの実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組の推進
- d 小規模事業場における地域産業保健センターの活用

昨年度は「産業保健総合支援センターの地域窓口」

36

ア 重点事項(中項目)(2 / 3)

➡ (エ)「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項

⬆ (オ) 女性の健康課題の理解促進に関する事項

⬇ (カ) **労働者の作業行動に起因する労働災害(転倒・腰痛災害)防止対策**

↑ 昨年度は「転倒・腰痛災害の予防に関する事項」

37

(エ)「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項

➡ a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知

➡ b 研修等による両立支援に関する意識啓発

➡ c 相談窓口等の明確化、**社内における両立支援体制の整備**

↑ 追加されました

新 d 個人情報保護のための適切な情報管理

⬇ e 両立支援に**関する**休暇・勤務制度等の整備

↑ 昨年度は「活用できる」

↑ 昨年度は「や社内体制」

⬇ f 両立支援コーディネーターの活用

⬇ g 産業保健総合支援センターによる支援の活用

38

厚生労働省
治療と仕事の両立支援ナビ

事業場の方へ 労働者(患者)の方へ 医療機関の方へ 支援機関(市)の方へ 両立支援とは? 最新事例 お役立ちコンテンツ シンポジウム

治療しながら働くことを希望する人。受け入れ環境の整備を検討する事業者。治療と仕事の両立のため。できる支援があります。

➡ 両立支援とは?

治療しながら働くことを希望する労働者が、安心して働くことができるよう、事業者が治療と仕事の両立支援ナビを利用します。

➡ 両立支援のあれこれ ➡ 相談対応のための相談機関 ➡ コスモ ➡ 資料ダウンロード ➡ 「もやもや」の解消について

治療と仕事の両立には、事業者、労働者(患者)、医療機関、支援機関(市)の連携が重要です。治療と仕事の両立のため、必要な対応ができていますかチェックしましょう。

39

ダウンロードしてご活用ください

事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン

治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援ガイド

～持続可能な経営の実現に向けて～

(経営者・人事労務担当者版)

40

(オ) 女性の健康課題に関する事項

➡ a 女性の健康課題に関する健康教育や相談体制の整備等の取組の実施

➡ b 産業保健総合支援センターにおける事業者や人事労務担当者、産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修の受講

➡ c 産業保健総合支援センターにおける女性の健康課題に関する相談窓口の活用

41

働く女性の心とからだの応援サイト

なぜ女性の健康

はじめに

特集ページ

妊娠出産・母性健康管理サポート

女性特有の健康課題

企業ご担当者の方へ

企業取組事例

なぜ女性の健康支援が必要なのか

健康経営への関心の

「健康経営」とは

42

(カ)労働者の作業行動に起因する労働災害
(転倒・腰痛災害)防止対策(1/2)

- ⓐ 高齢労働者が安全に働き続けることができるよう、

「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)

を踏まえ事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し

43

高齢労働者の労働災害について
高齢者の就労と被災状況

- 雇用者全体に占める60歳以上の高齢者の割合は19.1%(令和6年)
- 労働災害による休業4日以上死傷者数に占める60歳以上の高齢者の割合は30.0%(同)



44

高齢労働者の労働災害について
高齢者の就労と被災状況

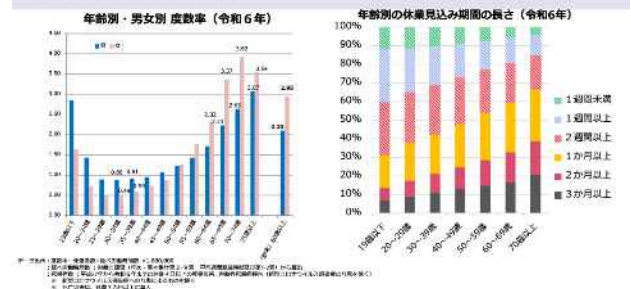
- 雇用者全体に占める60歳以上の高齢者の割合は19.1%(令和6年)
- 労働災害による休業4日以上死傷者数に占める60歳以上の高齢者の割合は30.0%(同)

(令和7年5月30日 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課)

45

高齢労働者の労働災害について
災害発生率(度数率)・休業見込み期間

- 60歳以上の男女別の労働災害発生率(死傷度数率(以下「度数率」という。))を30代と比較すると、男性は約2倍、女性は約5倍となっている。
- 60歳以上の死傷率率は、2.41となっている。
- 休業見込み期間は、年齢が上がるにつれて長期間となっている。
- 60歳以上の死傷千人率は、4.00である。



(令和7年5月30日 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課)

46

高齢労働者の労働災害について
災害発生率(度数率)・休業見込み期間

- 60歳以上の男女別の労働災害発生率(死傷度数率)を30代と比較すると、男性は約2倍、女性は約5倍となっている。
- 休業見込み期間は、年齢が上がるにつれて長期間となっている。

(令和7年5月30日 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課)

47

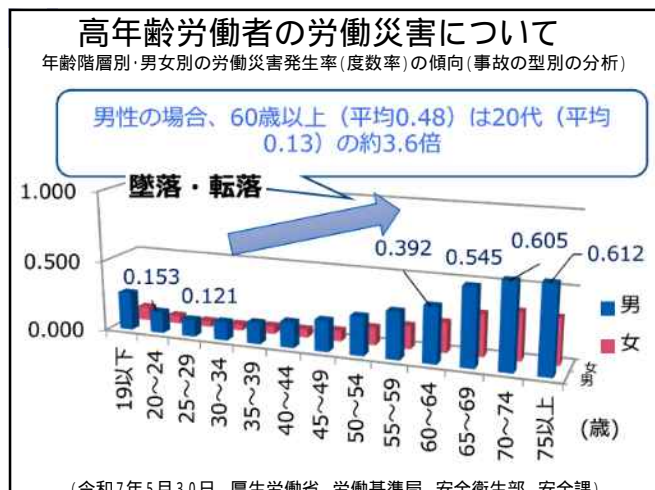
高齢労働者の労働災害について
年齢階層別・男女別の労働災害発生率(度数率)の傾向(事故の型別の分析)

- 「墮落・転落」、「転倒による骨折等」では、特に60歳以上で、加齢に応じ、労働災害発生率(度数率)が著しく上昇する。
- 「動作の反動・無理な動作」と「はさまれ・巻き込まれ」も、加齢に応じ、労働災害発生率が上昇する傾向がある。



(令和7年5月30日 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課)

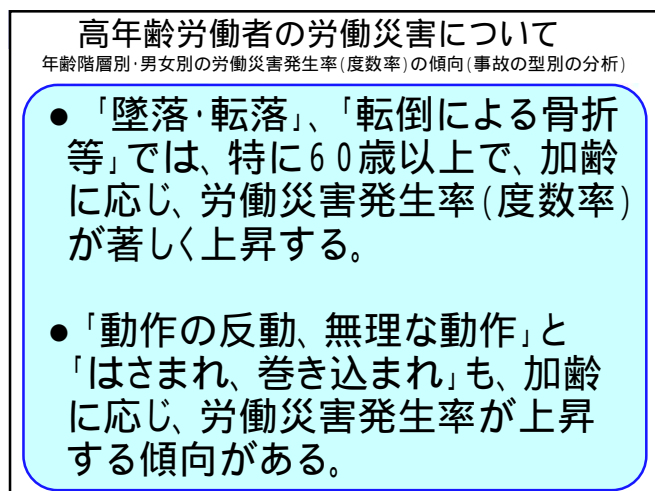
48



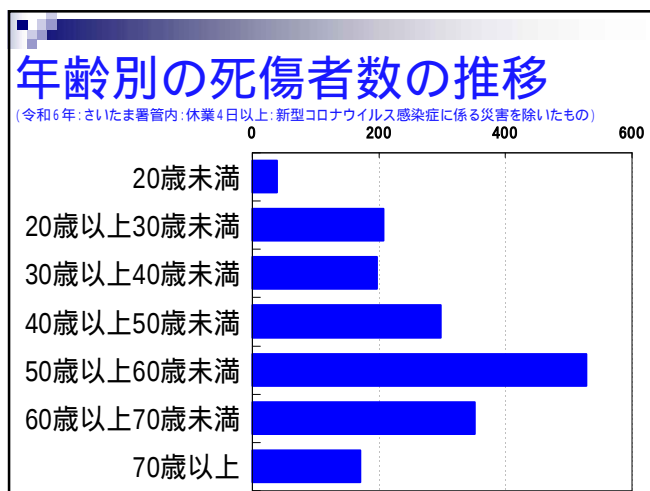
49



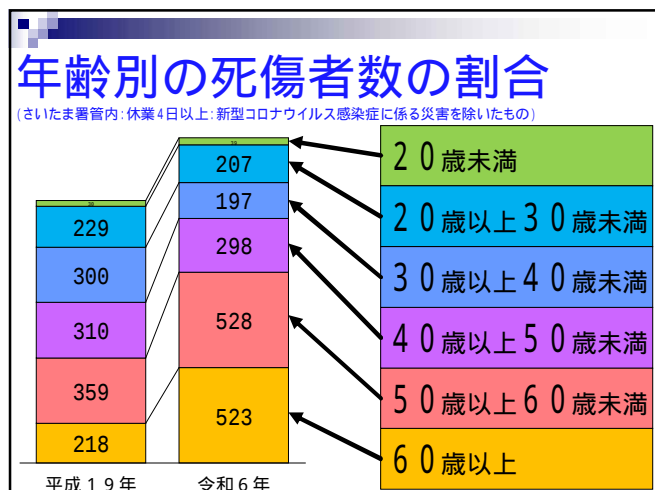
50



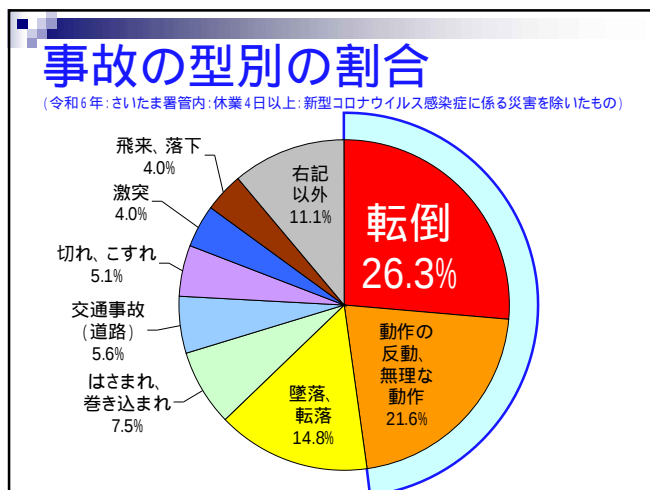
51



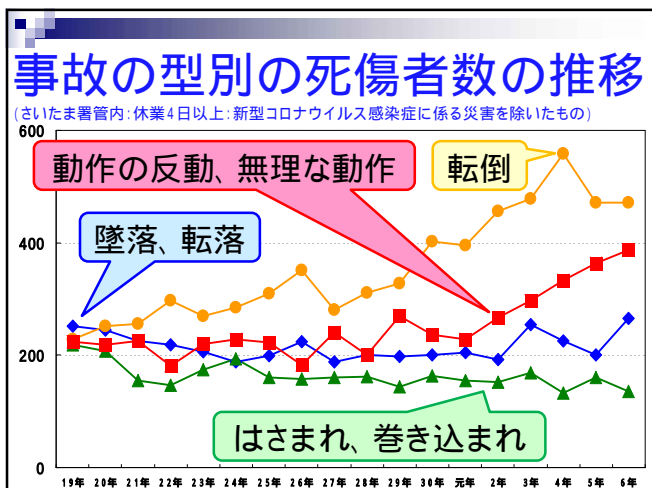
52



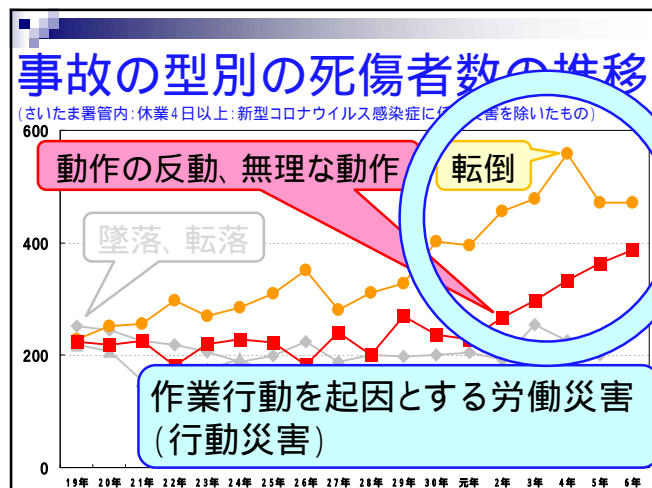
53



54



55



56



57

- ### 高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン (エイジフレンドリーガイドライン)
- 1 安全衛生管理体制の確立等
 - 2 職場環境の改善
 - 3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握
 - 4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
 - 5 安全衛生教育

58

- ## 1 安全衛生管理体制の確立等
- (1) 経営トップによる方針表明及び体制整備
 - (2) 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

59

- ## 2 職場環境の改善
- (1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
(主としてハード面の対策)
 - (2) 高齢労働者の特性を考慮した作業管理
(主としてソフト面の対策)

60

3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

- (1) 健康状況の把握
- (2) 体力の状況の把握
- (3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

61

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置
- (2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供
- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置

62

5 安全衛生教育

- (1) 高齢労働者に対する教育
- (2) 管理監督者等に対する教育

63

お手元のリーフレットです

高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン
〔ハイブリッドワーキングガイドライン〕の取組

転倒等リスク評価セルフチェック票

I 身体機能計測結果

① 2ステップテスト（歩行能力・筋力）
あなたの結果は cm / cm(身長) =
下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
距離/身長	～1.24	1.25～1.38	1.39～1.46	1.47～1.65	1.66～

② 座位ステップテスト（敏捷性）
あなたの結果は 回 / 20秒
下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(回)	～24	25～28	29～43	44～47	48～

③ ファンクショナルリーチ（動的バランス）
あなたの結果は cm
下の評価表に当てはめると → 評価

64

厚生労働省 長崎労働局

ホーム

Google カスタム検索

ニュース&トピックス 各種法令・制度・手続き 事例・統計情報 窓口案内

長崎労働局 > 各種法令・制度・手続き > 安全衛生関係 > 労働安全関係 > 転倒等リスク評価セルフチェック票

転倒等リスク評価セルフチェック票

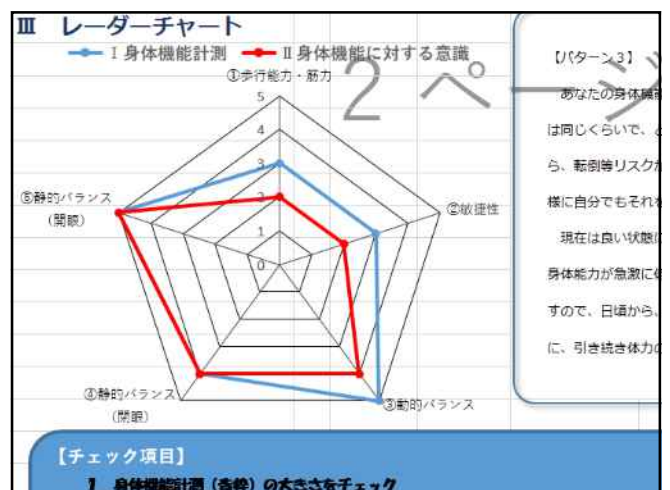
事業主の皆様へ！

★ マニュアル【簡易版】 【全体版】 **まずはここをチェック** **注意**

★ 転倒等リスク評価セルフチェック票

★ 【集団分析用】転倒等リスク評価セルフチェック票

65



66

Ⅲ レーダーチャート

→ I 身体機能計測 → II 身体機能に対する意識

① 歩行能力・筋力

【バターン3】

質問票(身体的特性)

↓

身体機能計測結果

この順番でお使いいただくことをお勧めします。

1 職場環境改善(含む)のページを参照

67

お手元のリーフレットです

中小企業事業者の皆さまへ 令和7年度(2025年度)版

「令和7年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を補助します。
- 高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を交付します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

補助金申請受付期間 令和7年5月15日～令和7年10月31日

【注意】予算額に達した場合は、受付期間の途中で受付けを完了することがあります

安全衛生対策コース名	補助対象	対象事業者
I 総合対策コース ・補助率 4/5 ・上限額 100万円(消費税を除く) → 詳細は 3 ページ	・労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメントに要する経費 ・リスクアセスメント結果を踏まえた、優先順位の高い労働災害防止対策に要する経費(機器等の導入、工事の施工等)	・中小企業事業者(詳しくは5ページ) ・1年以上事業を実施していること
II 職場環境改善コース ・補助率 1/2 ・上限額 100万円(消費税を除く)	・高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費(機器等の導入、工事の施工等)	・役員を除き、自社の労災保険適用の高齢労働者(60歳以上)が常時1名以上就労していること

68

安全衛生対策コース名	補助対象	対象事業者
I 総合対策コース ・補助率 4/5 ・上限額 100万円(消費税を除く) → 詳細は 3 ページ	・労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメントに要する経費 ・リスクアセスメント結果を踏まえた、優先順位の高い労働災害防止対策に要する経費(機器等の導入、工事の施工等)	・中小企業事業者(詳しくは5ページ) ・1年以上事業を実施していること
II 職場環境改善コース ・補助率 1/2 ・上限額 100万円(消費税を除く) → 詳細は 3 ページ	・高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費(機器等の導入、工事の施工等)	・役員を除き、自社の労災保険適用の高齢労働者(60歳以上)が常時1名以上就労していること
III 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース ・補助率 3/4 ・上限額 100万円(消費税を除く) → 詳細は 4 ページ	転倒防止 ・労働者の転倒災害防止のため、専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費(役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限り) 腰痛予防 ・労働者の腰痛災害の予防のため、専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費(役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限り)	・中小企業事業者(詳しくは5ページ) ・1年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の労働者(年齢条件なし)が常時1名以上就労していること
IV コラボヘルスコース ・補助率 3/4 ・上限額 30万円(消費税を除く) → 詳細は 4～5 ページ	・事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費(役員を除き、自社の労災保険適用労働者に対する取組に限り)	

69

お手元のリーフレットです

転倒労働災害防止キャラクターデザインコンテスト

作品募集

あなたの考えたキャラクターが労働災害防止に役立つかも！

募集期間 令和7年7月18日(金)～9月16日(火)

70

お手元のリーフレットです

転びま宣言！ 埼玉

～事業場ごとに取組宣言をして転倒労働災害を減少させよう～

宣言開始期間 令和7年8月1日(金)～

■ 趣旨

埼玉県内の休業4日以上労働災害は、近年増加傾向にあり、中でも**転倒労働災害**がその約4分の1を占めています。転倒労働災害は業種を問わず多く発生しており、減少に転じさせることが喫緊の課題となっています。

このため転倒労働災害防止に向けた取組について、県内各事業場に積極的に一丸となって行っていただくことを目的として「**転びま宣言！ 埼玉**」を実施します。

■ 実施内容

- 1 参加表明し宣言をする
- 2 取組を行う

71

実施内容

- 1 参加表明し宣言をする**

WEBサイトで参加表明する。

労働局ホームページで参加事業場の名称及び所在地(市町村名まで)を掲載します。

宣言書をダウンロードし、社内や自社ホームページで宣言内容を掲載する。
- 2 取組を行う**

宣言事業場は、転倒労働災害の減少を目指して取組を行う。

例：転倒予防体操 例：両側手すりの設置
- 3 結果報告**

宣言事業場は、取組結果を、宣言から6か月経過後に取組状況のWEBアンケートに回答する。
- 4 好事例の発信**

取組状況のWEBアンケートから好事例を収集し、事例集等を労働局ホームページに掲載する。

72

(カ)労働者の作業行動に起因する労働災害
(転倒・腰痛災害)防止対策(2 / 2)

↑ b 「職場における腰痛予防対策指針」
に基づく腰痛の予防対策の推進

- (a) リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
- (b) 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育(雇入れ時教育を含む。)の実施
- (c) 介護・看護作業における身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)や介護機器等の導入の促進
- (d) 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減

73

職場における腰痛予防対策指針

(平成25年6月18日付け基発0618第1号)



一般的な腰痛の予防対策

1 作業管理

(1) 自動化、省力化 (2) 作業姿勢、動作 (3) 作業の実施体制 (4) 作業標準 (5) 休憩・作業量、作業の組合せ等 (6) 靴、服装等

2 作業環境管理

(1) 温度 (2) 照明 (3) 作業床面 (4) 作業空間や設備、荷の配置等 (5) 振動

3 健康管理

(1) 健康診断 (2) 腰痛予防体操 (3) 職場復帰時の措置

4 労働衛生教育等

(1) 労働衛生教育 (2) 心理・社会的要因に関する留意点 (3) 健康の保持増進のための措置

5 リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステム

74

職場における腰痛予防対策指針

(平成25年6月18日付け基発0618第1号)

腰痛の発生が比較的多い次の5つの作業についての予防対策

重量物取扱い作業

立ち作業

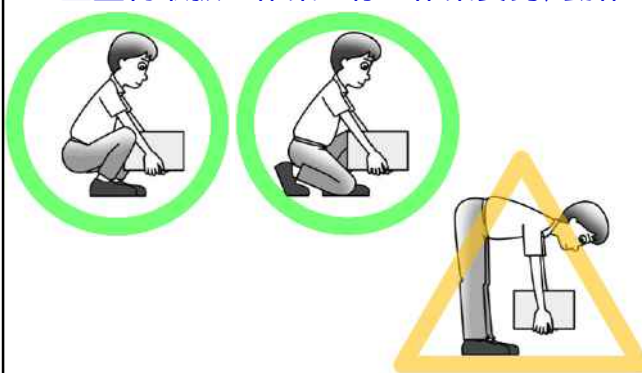
座り作業

福祉・医療分野等における介護・看護作業

車両運転等の作業

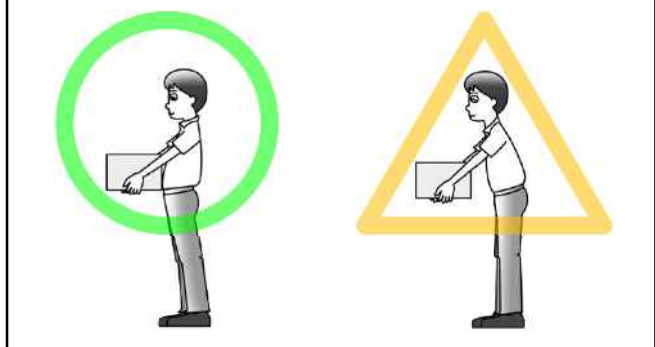
75

職場における腰痛予防対策指針の解説から
重量物取扱い作業に係る作業姿勢、動作



76

職場における腰痛予防対策指針の解説から
重量物取扱い作業に係る作業姿勢、動作



77

職場における腰痛予防対策指針の参考から
「事務作業スペースでのストレッチング」(例)、
「車両運転等の作業でのストレッチング」(例)



78

(キ)「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進に関する事項

- 新**
- a 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
 - b 暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
 - c 作業を管理する者及び労働者に対する労働衛生教育の実施
 - d 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対する医師等の意見を踏まえた配慮の実施
 - e 本年夏季に実施した各熱中症予防対策の取組に関する確認

85

5月中旬に埼玉県内で発生した熱中症による死亡災害事例

工場建屋の屋根上で、鋼板製の屋根葺き作業を行っていた被災者が熱中症で倒れ、8日後に死亡。

14時半頃、足元がふらついていた被災者に、監督者が休憩するよう指示、30分後に様子を見に行ったところ、声をかけても反応がなかったため、医療機関に搬送。

86

5月中旬に埼玉県内で発生した熱中症による死亡災害事例

被災者は、建設労働の経験は浅く、災害発生当日が作業初日であった。

87



88

5月中旬に埼玉県内で発生した熱中症による死亡災害事例

災害発生当日の当該地域の気温等は、

最高気温	28.3
平均気温	20.1
最高相対湿度	99.8%
平均湿度	72.2%

であり、晴天であった。

災害発生時の屋根上の気温は、34～35 と推定。

89

労働安全衛生規則

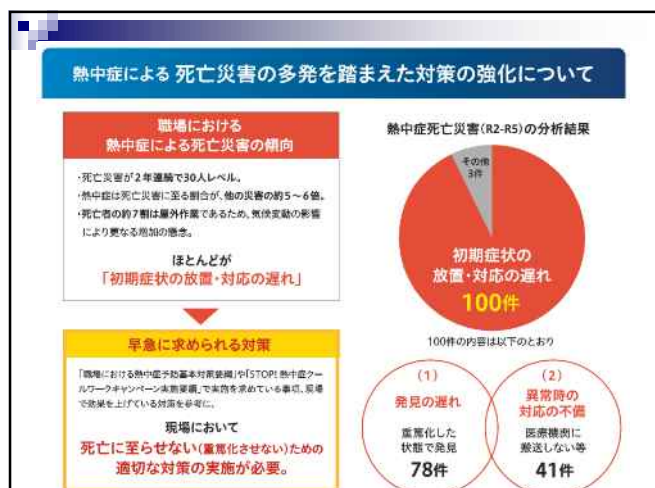
新設されました

(熱中症を生ずるおそれのある作業)

第612条の2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体のコールド、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

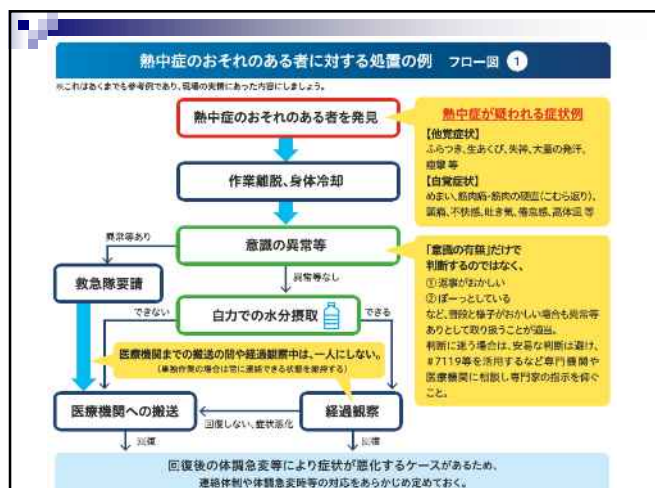
90



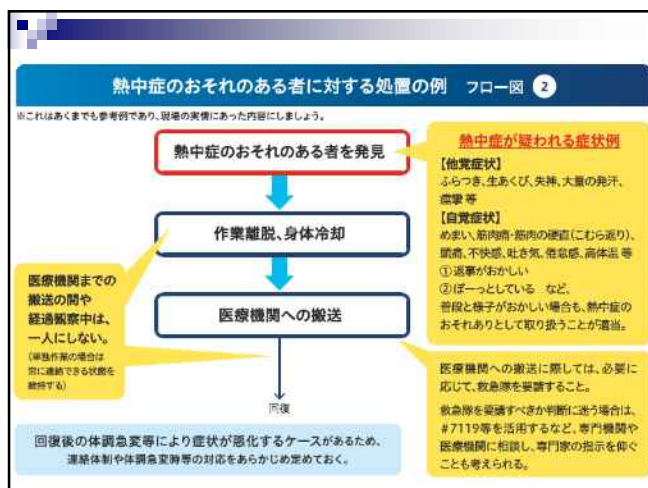
91



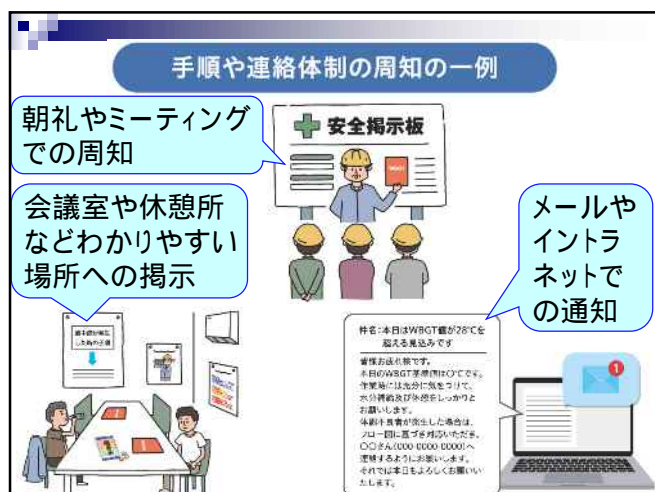
92



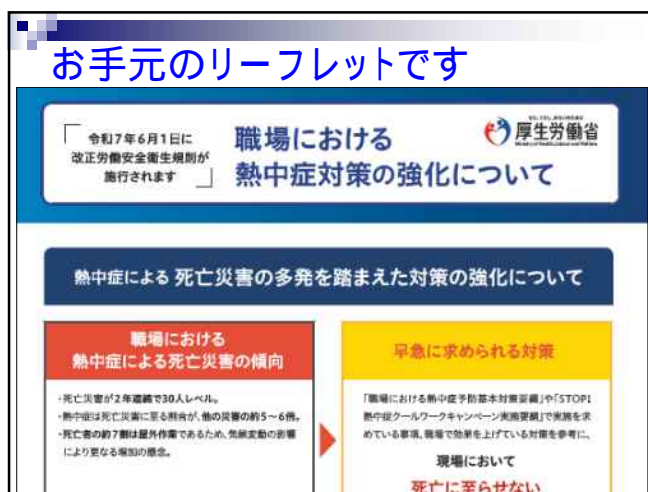
93



94



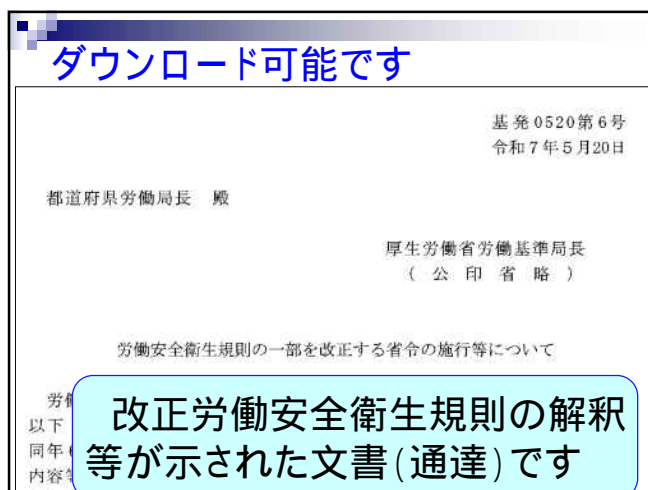
95



96



97



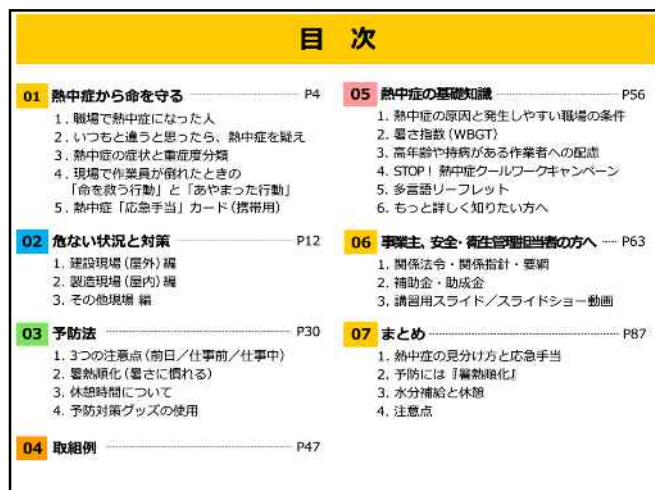
98



99



100



101



102

あの人、ちょっとヘン

イライラしている

呼びかけに応じない

フラフラしている

ボーッとしている

解説 他人から見てわかる症状もあります。周囲に「イライラしている」「フラフラしている」「呼びかけに反応しない」「ボーッとしている」このような人は、熱中症の可能性あります。

103

専門知識がないと、熱中症か判断できない

直ちに作業中止 ▶ **119番**

解説 熱中症が疑われる症状が見られたら、すぐに作業を中止して、119番してください。専門知識がないと、熱中症が判断できないからです。救急隊員なら応急処置ができます。病院に行けば、救急医が診察してくれるので安心です。

104

救急車到着までの応急手当が運命を左右する

例① 作業着を脱がせ、水をかけ、全身を急速冷却

解説 救急車が到着するまでの応急手当が運命を左右します。熱中症になると、迅速かつ適切な救急救命措置を行っても命を救えないことがあります。作業着を脱がせ、水をかけ、全身を急速冷却してください。

105

救急車到着までの応急手当が運命を左右する

例② 濡れタオルなどを身体に当て、扇風機で風を当てる

解説 体表近くの太い静脈を冷やすことで全身を冷却します。頸部の両側、腋の下、足の付け根の前面（そけい部）等に、保冷剤や氷枕、冷えたペットボトルやかち氷をタオルでぐるんと当てます。図は、濡れタオルを身体に当て、扇風機の風を当てる例です。

106

「水かけ」は、アスリートの世界では一般的な手当

解説 「作業着を脱がせて水かけ」、驚かれるかもしれませんが、アスリートの世界では一般的です。熱中症から命を救えるかどうかは、いかに早く体温を下げられるかにかかっているからです。救急車を要請すると同時に、速やかに水をかけ、全身を冷却してください。

107

「あやまった行動」現場で作業員が倒れたときの × 対応

▶ 作業員の様子がおかしいと思ったが...

①

意識状態は悪かったが平熱だったので大丈夫だと判断

②

クーラーをかけた車内で、ひとりで休ませたしばらくして様子を見に行くと意識がなく、高熱になっていた

③

救急搬送 ▼ 心肺停止

大丈夫そうだったので「ひとり」で休ませた

108

(ク)「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項

- ➡ a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
- ➡ b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
- ➡ c 支援制度(専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成)の活用

109

(ケ)「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項

- ➡ a 「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【労働者用】」を活用した作業環境の確保及び改善
- ➡ b 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】」を活用した労働者の心身の健康確保

110

ダウンロードしてご利用ください

(別紙1) テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】

1 このチェックリストは、労働者にテレワークを実施させる事業者が安全衛生上、留意すべき事項を確認する際に活用いただくことを目的としています。

2 労働者が安全に作業してください。

3 「法定事項」が付けられている項目に留意してください。

4 適切な結果が得られるよう、その結果を記録してください。

(別紙2) 自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【労働者用】

1 このチェックリストは、自宅等においてテレワークを行う際の作業環境について、テレワークを行う労働者が確認する際に活用いただくことを目的としています。

2 確認した結果、すべての項目に該当するように、不十分な点があれば事業者と話し合ってください。必要に応じて、適切な環境でテレワークを行うようにしましょう。

すべての項目について【(別紙1) 事業者用】に示した作業環境を確認し、当てはまるものに☑を付けてください。

1 作業場所やその周辺の状況について

☐ (1) 作業等を行うのに十分な空間が確保されている。

【備考】

- ・作業の間に十分な休憩を確保できる。
- ・静かな環境や長時間の作業姿勢、上肢の疲労作業などに伴う疲労やストレスの解消のために、体操やストレッチを適切に行うことができる空間がある。
- ・物が整然している等、雑音に感じない。

☐ (2) 無理のない姿勢で作業ができるように、机、椅子、ディスプレイ、キーボード、マウス等について適切に配置している。

111

ダウンロードしてご利用ください

テレワークを活用する企業、労働者の皆さまへ

テレワークにおけるメンタルヘルス対策のための手引き

テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン

112

(コ)化学物質による健康障害防止対策に関する事項 (1/2)

- ➡ a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート(SDS)交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS交付等の状況の確認
- ➡ b SDS等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施(業種別・作業別の化学物質管理マニュアル(建設業、ビルメンテナンス業、食料品製造業など)に基づく対策等の実施を含む) 追加されました
- ➡ c ラベル・SDSの内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
- ➡ d 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認

113

ラベル

(製品の特名) 製品 ○○○○ (絵表示)

(注意喚起語) 危険

(危険有害性情報)

- ・引火性液体及び蒸気
- ・吸入すると有毒・・・

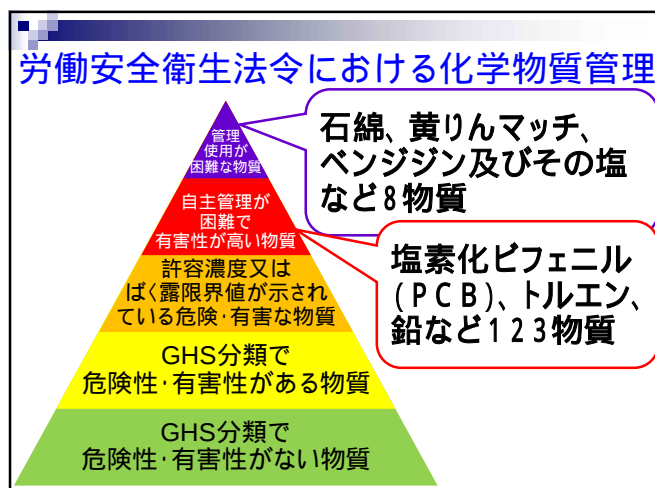
(注意書き)

- ・火気厳禁
- ・防毒マスクを使用する・・・

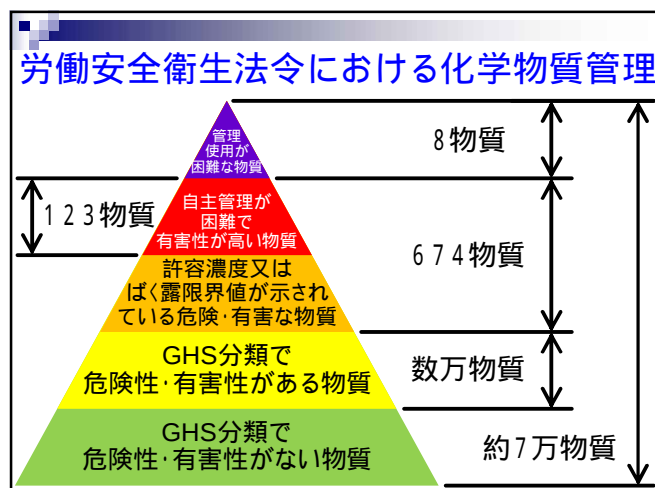
安全データシート(SDS)

1 化学品および会社情報	9 物理的および化学的性質
2 危険有害性の要約(GHS分類)	10 安定性および反応性
3 組成および成分情報	11 有害性情報
4 応急措置	12 環境影響情報
5 火災時の措置	13 廃棄上の注意
6 漏出時の措置	14 輸送上の注意
7 取扱いおよび保管上の注意	15 適用法令
8 ばく露防止および保護措置	16 その他の情報

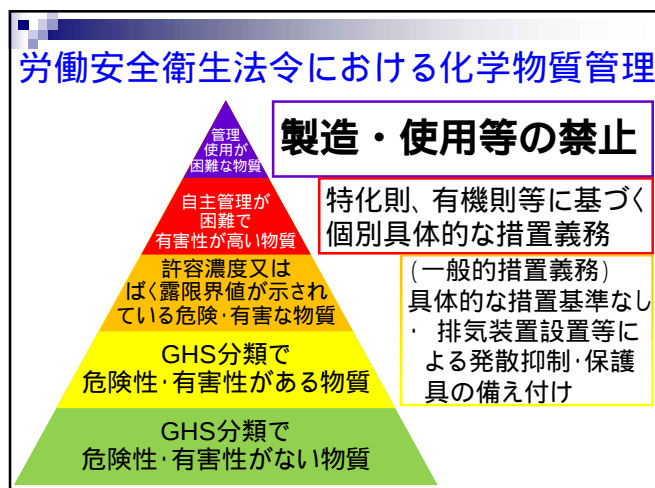
114



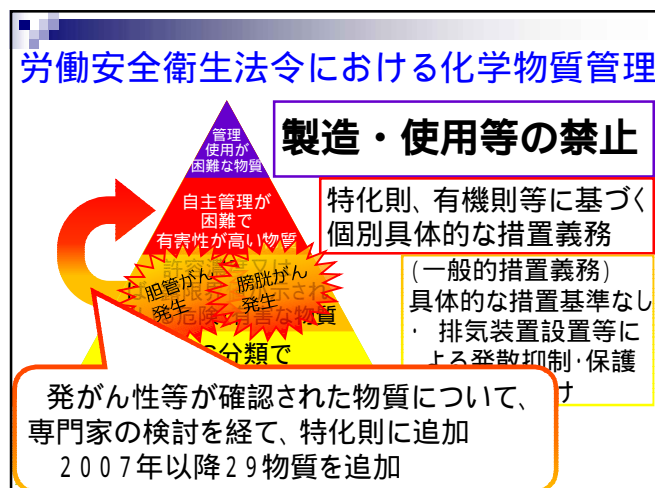
115



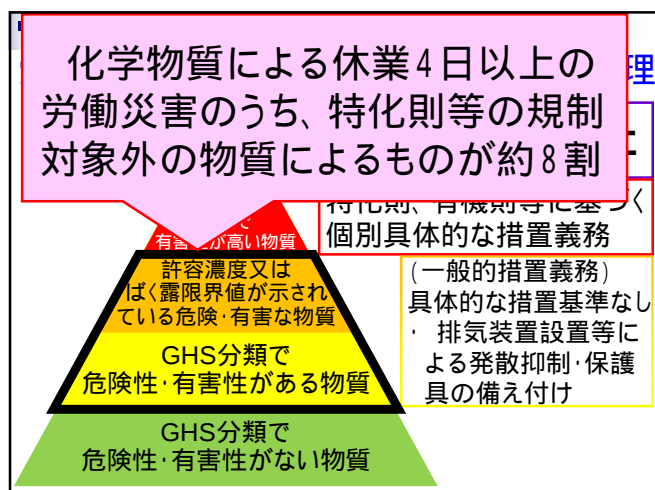
116



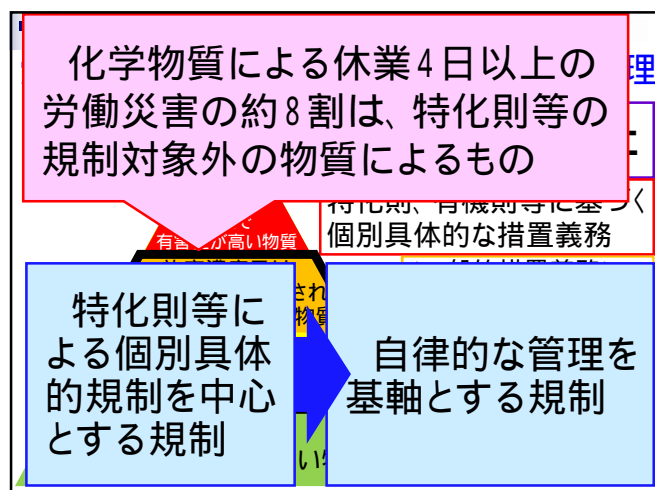
117



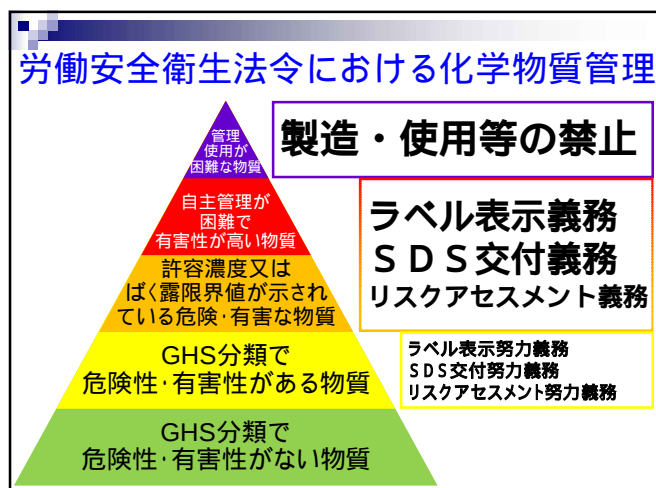
118



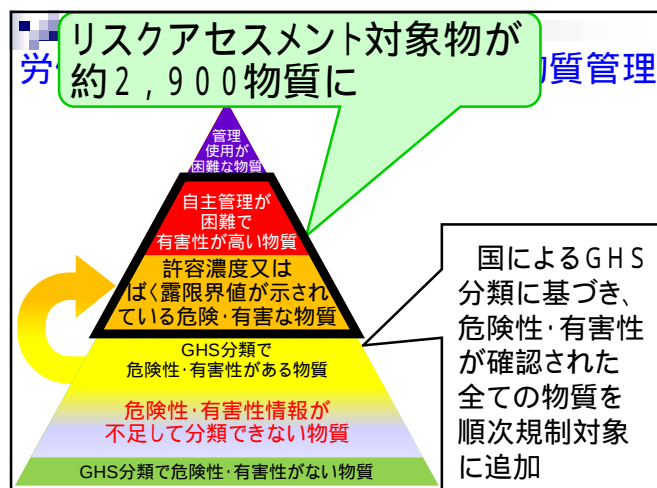
119



120



121



122

新たな化学物質規制 (1 / 2)

化学物質管理体系の見直し

ラベル表示・通知をしなけなければならない化学物質の追加
ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)
ばく露低減措置等の意見聴取、記録の作成と保存
皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)
衛生委員会の付議事項の追加
がん等の遅発性疾患の把握強化
リスクアセスメント結果等に関する記録の作成と保存
化学物質労災発生事業場等への労働基準監督署長による指示
リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等
がん原性物質の作業記録の保存

123

新たな化学物質規制 (2 / 2)

実施体制の確立	化学物質管理者・保護具着用管理責任者の選任義務化
	雇入れ時等教育の拡充
情報伝達の強化	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大
	SDS等による通知方法の柔軟化
	SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新
	SDS等による通知事項の追加と含有量表示の適正化
	事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化
注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大	
管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外	
特殊健康診断の実施頻度の緩和	
作業環境測定結果が第3管理区分の事業場に対する措置の強化	

124

ダウンロード可能です

○ 業種・作業別マニュアル

下り	業種	作業
薬剤・洗浄剤	ビルメンテナンス業	※ 洗剤・洗浄剤の洗浄作業 [1009KB] ㊟
		※ 洗剤・洗浄剤の洗浄作業 [352KB] ㊟
		※ 洗剤・洗浄剤の洗浄作業 [943KB] ㊟
		※ 洗剤・洗浄剤の洗浄作業 [352KB] ㊟
薬剤・洗浄剤	食料品製造業	※ 洗剤・洗浄剤の洗浄作業 [943KB] ㊟
		※ 洗剤・洗浄剤の洗浄作業 [352KB] ㊟
		※ 洗剤・洗浄剤の洗浄作業 [943KB] ㊟
		※ 洗剤・洗浄剤の洗浄作業 [352KB] ㊟
薬剤・洗浄剤	飲食店	※ 洗剤・洗浄剤の洗浄作業 [943KB] ㊟
		※ 洗剤・洗浄剤の洗浄作業 [352KB] ㊟
		※ 洗剤・洗浄剤の洗浄作業 [943KB] ㊟
		※ 洗剤・洗浄剤の洗浄作業 [352KB] ㊟
塗料	塗装作業	※ 塗料の塗布作業 [903KB] ㊟
		※ 塗料の塗布作業 [903KB] ㊟
		※ 塗料の塗布作業 [2018KB] ㊟
		※ 塗料の塗布作業 [2549KB] ㊟
接着剤	接着剤塗布作業	※ 接着剤・塗料の塗布作業 [113KB] ㊟
		※ 接着剤・塗料の塗布作業 [2009KB] ㊟
		※ 接着剤・塗料の塗布作業 [977KB] ㊟
		※ 接着剤・塗料の塗布作業 [2799KB] ㊟

125

- (コ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項 (2 / 2)
- ❏ e 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則等の特別規則の遵守の徹底
 - ❏ f 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
 - ➡ g **リスクアセスメント対象物健康診断**、特殊健康診断等による健康管理の徹底 追加されました
 - ➡ h 塗料等の剥離作業における剥離剤による健康障害防止対策の徹底

126

ダウンロード可能です

リスクアセスメント対象物健康診断のしくみが始まります

労働安全衛生規則の改正により、令和6年4月1日から次のことが事業者^{※1}に義務づけられます。

- リスクアセスメント対象物^{※1}を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者に対し、**リスクアセスメントの結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師又は歯科医師（以下「医師等」）が必要と認める項目について、医師等による健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じること**（労働安全衛生規則第577条の2第3項。以下この健診のことを「第3項健診」）
- 国の濃度基準値^{※2}が設定されているリスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者が、**濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等が必要と認める項目について、医師等による健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じること**（労働安全衛生規則第577条の2第4項。以下この健診のことを「第4項健診」）

※1 労働安全衛生法に基づくラベル表示、安全データシート（SDS）等による通知とリスクアセスメント実施の義務対象物質

※2 労働安全衛生規則第577条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める濃度の基準

◆ 令和6年4月からの化学物質に関する健康診断 ◆
(26年3月まで) (26年4月以降)

127

(サ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項^(1/3)

➡ a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進

- (a) 有資格者による事前調査の実施、事前調査結果の掲示及び備え付けの徹底
- (b) 労働基準監督署に対する届出の徹底
- (c) 隔離・湿潤化の徹底
- (d) 呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進
- (e) 作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底
- (f) 石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底
- (g) 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
- (h) 作業実施状況の写真等による記録の徹底

128

(サ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項^(2/3)

➡ b 吹付け石綿等の損傷、劣化等により、労働者が石綿等^{※1}にばく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）

- (a) 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握
- (b) 封じ込め、囲い込みがなされていない吹付け材、保温材等の石綿使用の有無の調査
- (c) 建材の損傷、劣化等の状況に関する必要な頻度の点検の実施
- (d) 建材の損傷、劣化等の状況を踏まえた必要な除去等の実施
- (e) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷、劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施

129

(サ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項^(3/3)

➡ c 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止

- (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷、劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
- (b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底

➡ d 禁止前から使用している石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底

- (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
- (b) 石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等

130

(シ) 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

➡ a 東京電力福島第一原子力発電所における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底に関する事項

➡ b 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」（平成24年8月10日付け基発0810第1号）に基づく東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓を踏まえた対応の徹底に関する事項

131

イ 労働衛生³管理の推進等（中項目）^(1/3)

➡ (ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項

➡ (イ) **作業環境管理**の推進に関する事項

➡ (ウ) **作業管理**の推進に関する事項

➡ (エ) 「職場の健康診断実施強化月間」（9月1日～9月30日）を契機とした**健康管理**の推進に関する事項

➡ (オ) 労働衛生教育の推進に関する事項

132

(ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項

- ➡ a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
- ➡ b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実(総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者の選任及びその労働基準監督署への報告の徹底を含む)とその職務の明確化及び連携の強化 追加されました
- ➡ c 衛生委員会の毎月1回以上の開催と必要な事項の調査審議 追加されました
- ➡ d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
- ➡ e 現場管理者の職務権限の確立
- ➡ f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実

133

(イ) 作業環境管理の推進に関する事項

- ➡ a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
- ➡ b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
- ➡ c 事務所や作業場における清潔保持
- ➡ d 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善

134

(イ) 作業環境管理の推進に関する事項

- ➡ a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
- ➡ b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底

有機溶剤中毒予防規則の規定に基づく局所排気装置等の性能等についてご説明します

135

局所排気装置の性能等

第16条 局所排気装置は、次の表の上欄に掲げる型式に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる制御風速を出し得る能力を有するものでなければならない。

型 式		制御風速 (メートル/秒)
囲い式フード		0.4
外付け式フード	側方吸引型	0.5
	下方吸引型	0.5
	上方吸引型	1.0

備考
一 この表における制御風速は、局所排気装置のすべてのフードを開放した場合の制御風速をいう。
二 この表における制御風速は、フードの型式に応じて、それぞれ次に掲げる風速をいう。
イ 囲いフードにあつては、フードの開口面における最小風速
ロ 外付け式フードにあつては、当該フードにより有機溶剤の蒸気を吸引しようとする範囲内における当該フードの開口面から最も離れた作業位置の風速

136

局所排気装置の性能等

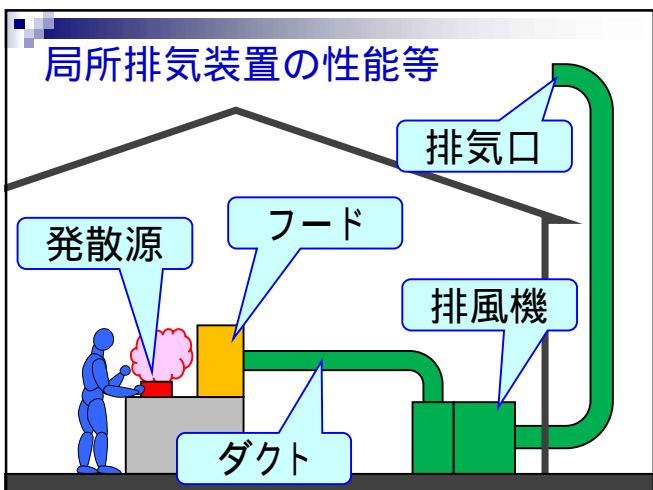
第16条 局所排気装置は、次の表の上欄に掲げる型式に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる制御風速を出し得る能力を有するものでなければならない。

この表における制御風速は、局所排気装置のすべてのフードを開放した場合の制御風速をいう。

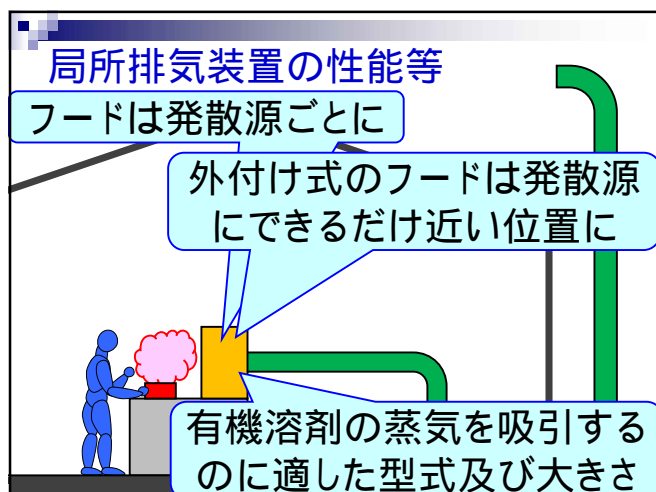
型 式		制御風速 (メートル/秒)
外付け式フード	側方吸引型	0.5
	下方吸引型	0.5
	上方吸引型	1.0

備考
一 この表における制御風速は、局所排気装置のすべてのフードを開放した場合の制御風速をいう。
二 この表における制御風速は、フードの型式に応じて、それぞれ次に掲げる風速をいう。
イ 囲いフードにあつては、フードの開口面における最小風速
ロ 外付け式フードにあつては、当該フードにより有機溶剤の蒸気を吸引しようとする範囲内における当該フードの開口面から最も離れた作業位置の風速

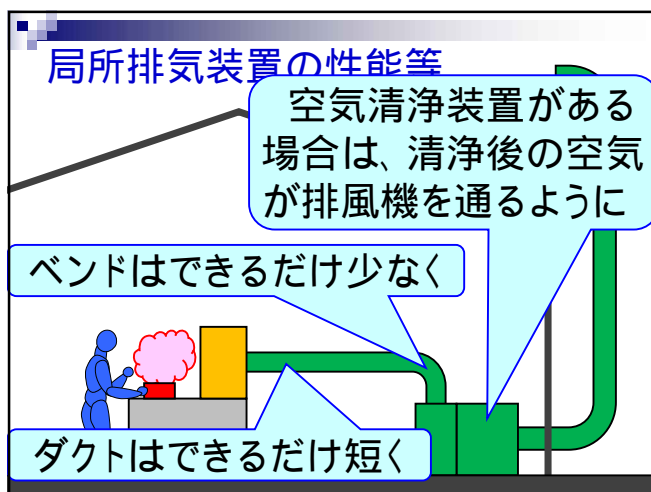
137



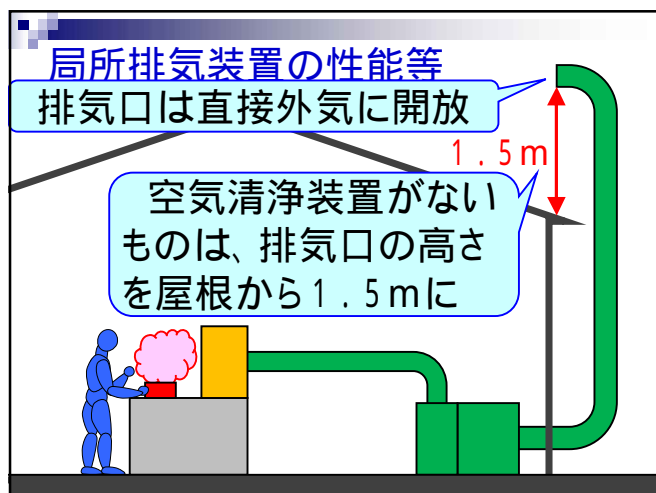
138



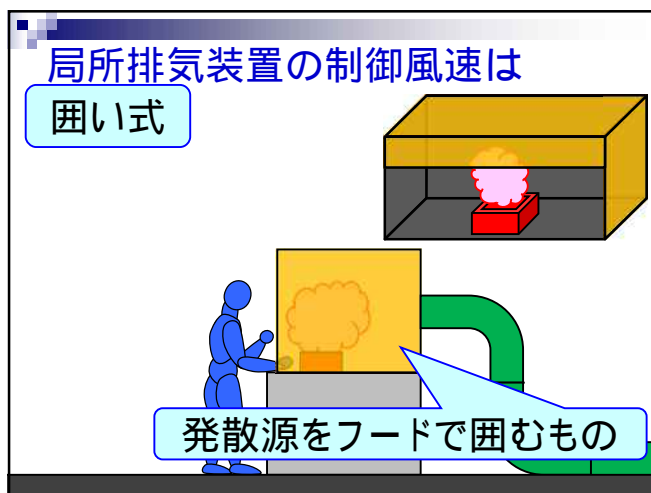
139



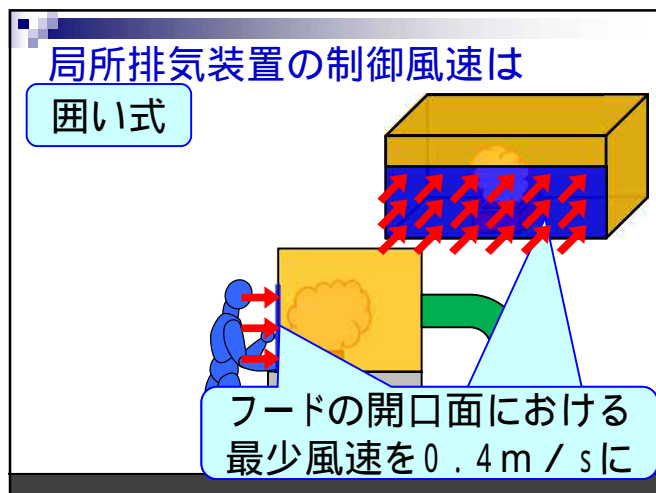
140



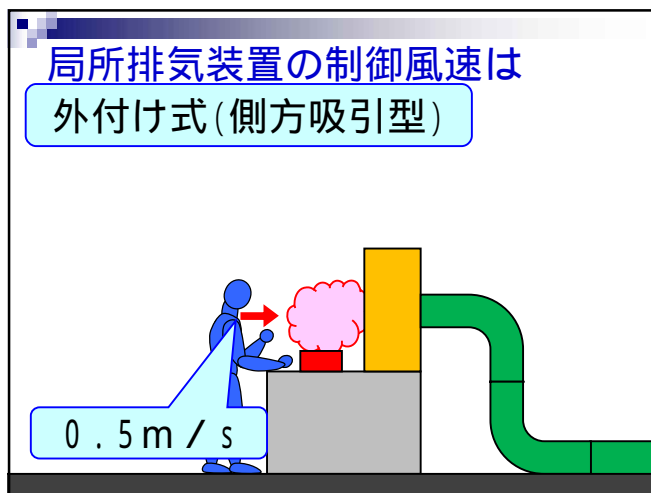
141



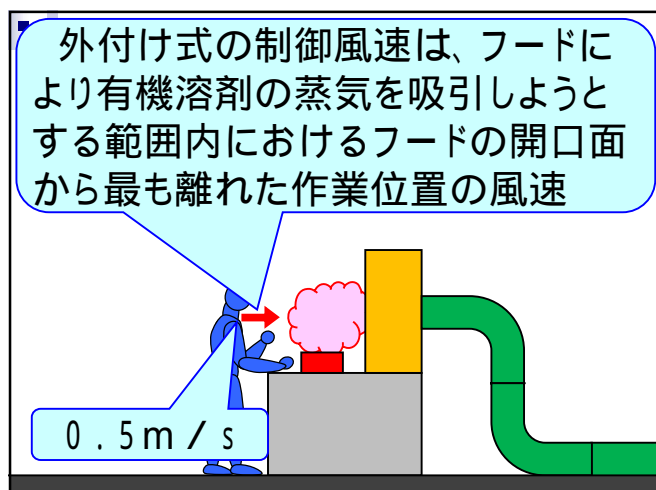
142



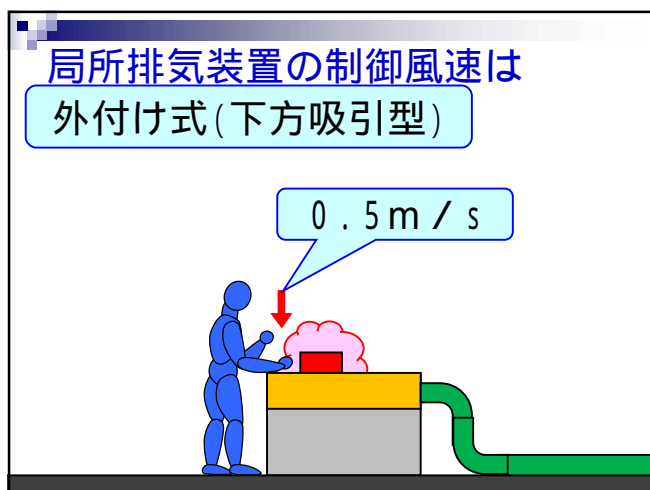
143



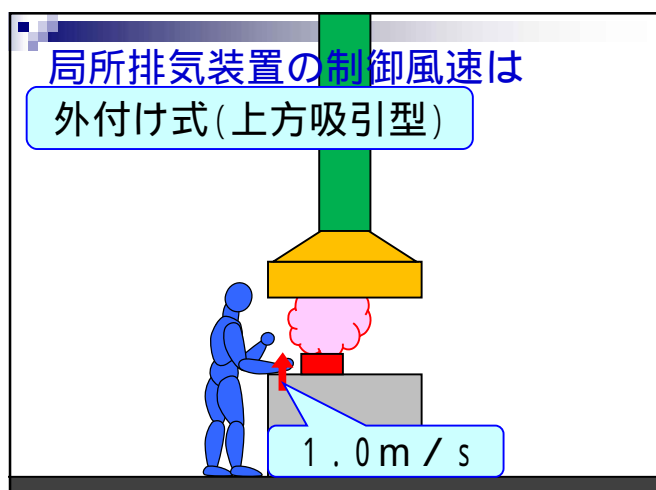
144



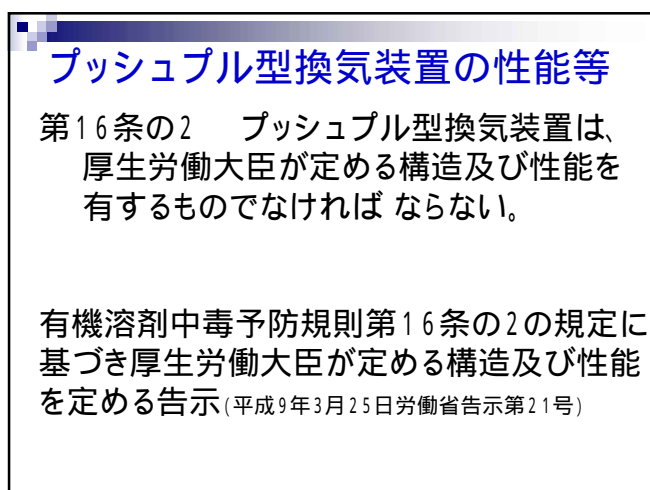
145



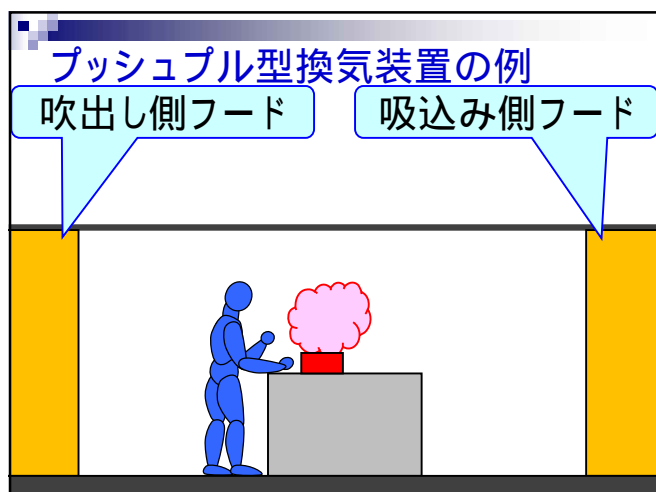
146



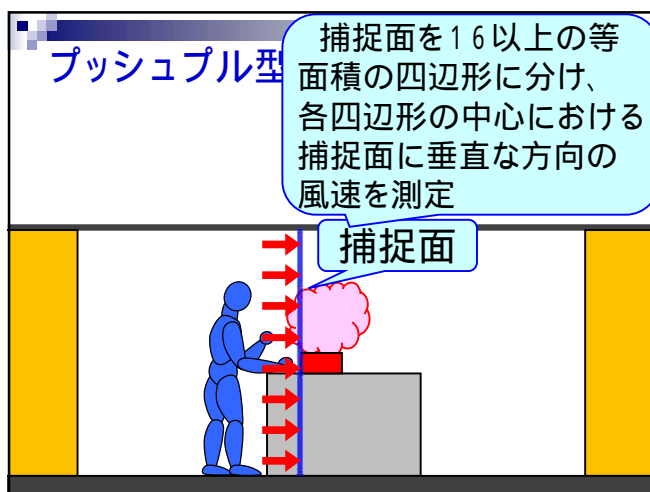
147



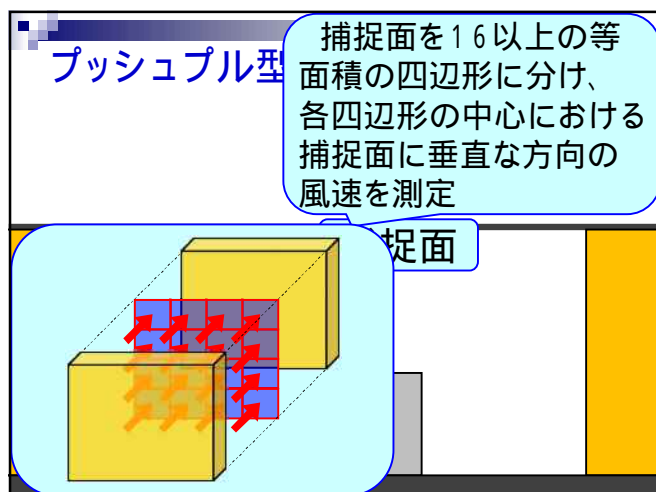
148



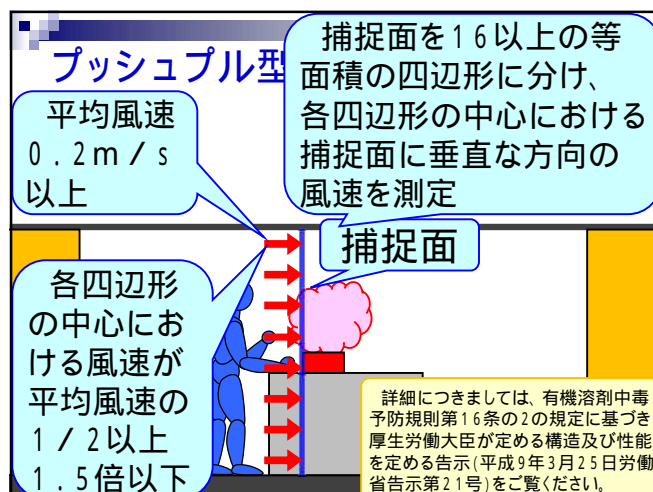
149



150



151



152

(ウ) 作業管理の推進に関する事項

- ➡ a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
- ➡ b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
- ➡ c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底

153

廃止

防じんマスクの選択、使用等について
(平成17年2月7日付け 基発第0207006号)

防毒マスクの選択、使用等について
(平成17年2月7日付け 基発第0207007号)

防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について
(令和5年5月25日付け 基発0525第3号)

154

防毒マスク等の型式検定合格標章
(機械等検定規則第14条)

面体用の例

国('22)検
第〇〇〇号
GM「直」

型式検定合格番号

防毒マスクはGM、防じんマスクはDR、電動ファン付き呼吸用保護具はPR

155

(エ) 「職場の健康診断実施強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした健康管理の推進に関する事項

- ➡ a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- ➡ b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- ➡ c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
- ➡ d 健康保険法に基づく医療保険者が行う保健事業との連携
- ➡ e 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発

156

お手元のリーフレットです

事業者の皆さまへ

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です
「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

1. 健康診断及び事後措置の実施の徹底

■ 健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。
一般的に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。

健康診断の実施

↓

健康診断結果の通知
健康診断結果の記録

↓

健康診断結果についての
医師からの意見聴取

○健康診断を実施した後は、その結果を労働者に通知するとともに、事業者もその結果を保存しなければなりません。

○有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底しましょう。

○事後措置は、医師の意見を勘案し、必要があるとき、労働者の実情を考慮して、必要な措置（就業場所の変更、作業の転換、）

157

お手元のチェックリストです

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です
～健康診断と事後措置の徹底を！～

健康診断と健康診断実施後の措置を実施できていますか？
次のア～キの事項についてチェックし、実施できていない事項は、改善してください。

事業場の名称			労働者数	計	うち派遣労働者	うち外国人労働者
事業場の所在地				人	人	人
担当者 職氏名			電話番号			
ア 定期健康診断を行っていますか。	☐ 1年以内に行っている ☐ 1年以内に行っていない		☐ 予定している ☐ 未定			
イ	☐ 1年以内に行っている					
ウ	☐ 1年以内に行っている					
エ	☐ 1年以内に行っている					
オ	☐ 1年以内に行っている					
カ	☐ 1年以内に行っている					
キ	☐ 1年以内に行っている					

158

カ (努力義務)

医療保険者から健康診断の記録の写しの提供を求められた際、医療保険者へデータ提供を行っていますか。

（「高齢者の医療の確保に関する法律」及び「健康保険法」に基づく義務のため、第三者提供に係る本人同意は不要です。）

□ 行っている
□ 行っていない

行っていない場合は、その理由

- 医療保険者からデータ提供を求められたことがない
- 個人情報保護の観点から第三者に提供してよいと判断がつかなかった
- データ提供することに事業場としての利益がない
- その他（ ）

○ 行っていない

お手数をおかけして申し訳ありませんが、令和7年10月10日（金）までに郵送等の方法により、さいたま労働基準監督署に送付いただきますようお願いいたします。

〒330-6014 さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アタシス・タワー14階
さいたま労働基準監督署 安全衛生課 TEL 048-600-4820

ご協力いただきますようお願いいたします

159

(オ) 労働衛生教育の推進に関する事項

➡ a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底

➡ b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施

160

イ 労働衛生3管理の推進等(中項目) (2/3)

➡ (カ) 「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施に関する事項

➡ (キ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項

➡ (ク) 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項

161

ダウンロードしてご活用ください

企業（事業主、労働担当者）の皆さまへ

企業も労働者も安心して副業・兼業に取り組むために

多様な働き方への期待が高まっており、労働者の希望に応じて副業・兼業を行える環境を整備することが求められています。

長時間労働になり、労働者の健康が損なわれることがないよう、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を踏まえた取組の実施をお願いいたします。

「副業・兼業の促進に関するガイドライン」

基本的な考え方

- 労働時間以外の時間とされているが過当です。
（※労働時間を適切に把握し、過剰な負担を避けることが重要です。）
- 副業・兼業は、本キャリア形成に貢献するものについて公表す

副業・兼業の促進に関するガイドライン

わかりやすい解説

162

イ 労働衛生3管理の推進等(中項目) (3/3)

- ➡ (ケ)「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」に基づく個人事業者等が健康に就業するための取組の推進に関する事項
 - a 健康管理に関する意識の向上等個人事業者等が自身で実施する事項の推進
 - b 個人事業者等への安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供等注文者等が実施する事項の推進

163

ダウンロード可能です

個人事業者等の皆さま、個人事業者等に仕事を注文する皆さまへ

「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」を策定しました

このパンフレットでは「ガイドラインの基本的な考え方」、個人事業者等の皆さまに「自身で実施していただきたい事項」、注文者等の皆さまが「注文者等として実施していただきたい事項」などをまとめています。

このガイドラインは、個人事業者等^{※1}は労働者と同じ安全衛生水準を享受すべきであるという基本的な考え方のもと、個人事業者等が健康に就業

164

ウ 作業の特性に応じた事項

- ➡ (ア) 粉じん障害防止対策の徹底に関する事項
- ➡ (イ) 電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項
- ➡ (ウ) 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項
- ➡ (エ) 「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項
- ➡ (オ) 「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項
- ➡ (カ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項
- ➡ (キ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事項

165

(ア) 粉じん障害防止対策の徹底に関する事項

- ➡ a 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づく取組の推進
 - (a) 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
 - (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - (c) じん肺健康診断の着実な実施
 - (d) 離職後の健康管理の推進
 - (e) その他地域の実情に即した事項
- ➡ b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進

166

第10次粉じん障害防止総合対策

重点事項

呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
じん肺健康診断の着実な実施
離職後の健康管理の推進
その他地域の実情に即した事項

167

第10次粉じん障害防止総合対策

重点事項

埼玉労働局では、
アーク溶接作業
に係る粉じん障害防止対策
金属等の研磨等作業
に係る粉じん障害防止対策
を重点事項としています
離職後の健康管理の推進
その他地域の実情に即した事項

168

(ウ)「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項

- ➡ a 騒音健康診断の実施
- ➡ b 聴覚保護具の使用
- ➡ c 騒音障害防止対策の管理者の選任

169

騒音障害防止のためのガイドライン (令和5年4月20日付け基発0420第2号により改訂)

本ガイドラインの対象とする騒音作業は、別表第1及び別表第2に掲げる作業場における業務とする。

なお、別表第1及び別表第2に掲げる作業場以外の作業場であっても、騒音レベルが高いと思われる業務を行う場合には、本ガイドラインに基づく騒音障害防止対策と同様の対策を講ずることが望ましい。

170

別表第1

労働安全衛生規則第588条及び第590条の規定に基づき、6月以内ごとに1回、定期に、等価騒音レベルを測定することが義務付けられている屋内作業場を掲げたもの

別表第2

労働安全衛生規則上の義務付けはなされていないが、等価騒音レベルが85dB以上になる可能性が大きい作業場を掲げたもの

171

改訂の主なポイント

- ・ 騒音障害防止対策の管理者の選任を追加
- ・ 騒音レベルの新しい測定方法(個人ばく露測定と推計)の追加
- ・ 聴覚保護具の選定基準の明示
- ・ 騒音健康診断の検査項目の見直し

172

(カ)酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項

- ➡ a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
- ➡ b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底

173

酸素欠乏危険場所(1/3)

労働安全衛生法施行令 別表第6

- 1 次の地層に接し、又は通ずる井戸等(井戸、井筒、たて坑、ずい道、潜函、ピットその他これらに類するものをいう。次号において同じ。)の内部(次号に掲げる場所を除く。)
 - イ 上層に不透水層がある砂れき層のうち含水若しくは湧水がなく、又は少ない部分
 - ロ 第一鉄塩類又は第一マンガン塩類を含有している地層
 - ハ メタン、エタン又はブタンを含有する地層
 - ニ 炭酸水を湧出しており、又は湧出するおそれのある地層
 - ホ 腐泥層
- 2 長期間使用されていない井戸等の内部
- 3 ケーブル、ガス管その他地下に敷設される物を収容するための暗きよ、マンホール又はピットの内部
- 3の2 雨水、河川の流水又は湧水が滞留しており、又は滞留したことのある槽、暗きよ、マンホール又はピットの内部
- 3の3 海水が滞留しており、若しくは滞留したことのある熱交換器、管、暗きよ、マンホール、溝若しくはピット(以下この号において「熱交換器等」という。)又は海水を相当期間入れてあり、若しくは入れたことのある熱交換器等の内部

174

酸素欠乏危険場所(2 / 3)

労働安全衛生法施行令 別表第6

- 4 相当期間密閉されていた鋼製のボイラー、タンク、反応塔、船倉その他その内壁が酸化されやすい施設(その内壁がステンレス鋼製のもの又はその内壁の酸化を防止するために必要な措置が講ぜられているものを除く。)の内部
- 5 石炭、亜炭、硫化鉱、鋼材、くず鉄、原木、チップ、乾性油、魚油その他空気中の酸素を吸収する物質を入れてあるタンク、船倉、ホッパーその他の貯蔵施設の内部
- 6 天井、床若しくは周壁又は格納物が乾性油を含むペイントで塗装され、そのペイントが乾燥する前に密閉された地下室、倉庫、タンク、船倉その他通風が不十分な施設の内部
- 7 穀物若しくは飼料の貯蔵、果菜の熟成、種子の発芽又はきのこ類の栽培のために使用しているサイロ、むろ、倉庫、船倉又はビツトの内部
- 8 しょうゆ、酒類、もち、酵母その他発酵する物を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、むろ又は醸造槽の内部
- 9 し尿、腐泥、汚水、パルプ液その他腐敗し、又は分解しやすい物質を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、船倉、槽、管、暗きよ、マンホール、溝又はビツトの内部

175

酸素欠乏危険場所(3 / 3)

労働安全衛生法施行令 別表第6

- 10 ドライアイスを使用して冷蔵、冷凍又は水セメントのあく抜きを行つている冷蔵庫、冷凍庫、保冷貨車、保冷貨物自動車、船倉又は冷凍コンテナの内部
- 11 ヘリウム、アルゴン、窒素、フロン、炭酸ガスその他不活性の気体を入れてあり、又は入れたことのあるボイラー、タンク、反応塔、船倉その他の施設の内部
- 12 前各号に掲げる場所のほか、厚生労働大臣が定める場所
(現在定められていない。印の場所として定められる可能性あり。)

印の場所における作業は、
第2種酸素欠乏危険作業
無印の場所における作業は、
第1種酸素欠乏危険作業

176

酸素欠乏危険場所に該当する場所における作業は

酸素(酸素、硫化水素)の
濃度にかかわらず、
酸素欠乏危険作業に該当!

177

第1種と第2種の違い

第1種
酸素欠乏
危険作業

酸素欠乏症に
かかるおそれあり

第2種
酸素欠乏
危険作業

酸素欠乏症、
硫化水素中毒に
かかるおそれあり

178

作業主任者の選任

第1種
酸素欠乏
危険作業

酸素欠乏
危険作業主任者技能講習修了者
又は
酸素欠乏・硫化水素
危険作業主任者技能講習修了者

第2種
酸素欠乏
危険作業

酸素欠乏・硫化水素
危険作業主任者技能講習修了者

179

酸素欠乏症等の防止対策は...

- 酸素欠乏危険場所の事前確認
- 立入禁止の表示
- 作業主任者の選任
- 特別教育の実施
- 測定の実施
- 換気の実施
- 保護具の使用
- 二次災害の防止

180

埼玉労働局のホームページからダウンロード可能です

下水道管路内作業における硫化水素中毒防止対策の徹底

をお願いします

し尿、腐泥、汚水等は硫化水素の発生原因です。これらが入っている、又は入っていた下水道等の内部の作業場所は、硫化水素中毒発生のおそれがあり、非常に危険です。下水道管路等の内部に立ち入って作業を行う場合には、酸素欠乏症、硫化水素中毒を防止するための対策を徹底してください。

災害事例	
硫化水素中毒 2人が休業	硫化水素中毒 1人が死亡
下水道内の止水プラグを取り外す作業中、止水プラグ側から汚水が流入し、硫化水素中	下水道マンホールの泥せつ作業中、マンホール底部で汚泥のたまり具合を見るため、片足

181

E 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

新 a 請負人等が労働者と同じ場所で就業する場合における保護具の着用の周知や立入りが禁止された場所への立入禁止の遵守義務等の安全衛生の確保に必要な措置の実施

b 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮

c その他請負人等が安全衛生に係る事項を円滑に実施するための配慮

182

ダウンロード可能です

事業者・一人親方の皆さまへ

2023年4月1日から 危険有害な作業※を行う事業者は以下の1、2に対して一定の保護措置が義務付けられます

- 1 作業を請け負わせる一人親方等
- 2 同じ場所で作業を行う労働者以外の人

労働安全衛生法に基づく省令改正で、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者者に義務付けられます。

※ 危険有害な作業とは
労働安全衛生法第20条に規定されている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（高圧）が対象です。

- ・労働安全衛生規則
- ・労働安全衛生法第20条第1項第1号
- ・労働安全衛生法第20条第1項第2号
- ・労働安全衛生法第20条第1項第3号
- ・労働安全衛生法第20条第1項第4号
- ・労働安全衛生法第20条第1項第5号
- ・労働安全衛生法第20条第1項第6号
- ・労働安全衛生法第20条第1項第7号
- ・労働安全衛生法第20条第1項第8号
- ・労働安全衛生法第20条第1項第9号
- ・労働安全衛生法第20条第1項第10号

法令改正の主な内容

1 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、以下の措置

183

ダウンロード可能です

事業者・一人親方の皆さまへ

2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者者に義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に規定されている以下の4つの省令で、作業場所に対する危険性に対するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

- ・労働安全衛生規則
- ・ボイラー及び圧力容器安全規則
- ・クレーン等安全規則
- ・ゴンドラ安全規則

法令改正等の主な内容

1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わ

184

労働安全衛生法等の改正

185

お手元のリーフレットです

事業主・労働災害防止団体の皆さま

労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイントについて

令和8（2026）年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日（令和7年5月14日）に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

186